

IV 公的機関の資器材等の備蓄及び家庭での備蓄

市は、A/H1N1の経験とH5N1の流行規模の想定に基づき、新型インフルエンザ対策用資器材等を平成21年度中に備蓄を完了し、想定等の見直しがあった場合は適時補充する。

また、市職員は、個人で3週間分のサージカルマスクの備蓄をするものとする。

県は、新型インフルエンザ発生時の患者（疑い患者を含む）への治療、接触者への予防投与、健康調査を実施する健康福祉事務所、政令市保健所、医療従事者等の職員で感染防御が不十分であった者への予防投与及び地域封じ込めのための予防投与に必要な抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、その一部を新型インフルエンザ外来診療を行う医療機関（以下「専用外来医療機関」という。）、健康福祉事務所及び政令市保健所に配備する。なお、保管場所を非公開とし、厳重に管理する。

国は、A/H1N1のパンデミックワクチンを12月末までに2540万人分を製造する予定であり、また、H5N1のプレパンデミックワクチンについては、3000万人分の備蓄を目指すとともに、2500万人分の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄することとしています。

市民においては、新型インフルエンザが発生し、国内で流行が始まった場合、不要不急の外出を自粛することが大切であり、そのため最低でも2週間、できれば4週間分以上の食料品、薬品、日用品の備蓄が必要とされている。

また、民間機関（企業）においても、A/H1N1の発生にともない、サージカルマスクの配布を行ったところもあり、公的機関による公助と各家庭（企業）による自助・共助により、パンデミックの発生に備えることにより感染の拡大を防止するとともにパニックを防止しなければならない。

1 市の新型インフルエンザ対策用資器材等備蓄計画

(基準日:平成22年1月20日)

| 感染防止資器材名 (個人防護具) | | 現有数 | 計画数 | 備考 |
|------------------|-----|------------------|------------------------|-------|
| 感染防止衣 | 一体式 | 1,800着 2,200着 | 3,000着 (H22年2月入荷予定) | 約100人 |
| N95マスク | | 4,000枚 | 4,000枚 | 約100人 |
| サージカルマスク | | 39,946枚 | 38,500枚 | |
| 感染防止手袋 | | 4,000双 | 4,000双 | 約100人 |
| ゴーグル | | 200個 | 200個 | 約100人 |
| シューズカバー | | 4,000足 | 4,000足 | 約100人 |
| 納体袋 | | 84袋 | 84袋 | 被害想定数 |

| 医薬品名 | 現有数 | 計画数 | 備考 |
|---------------|------|------|------|
| 手指殺菌・消毒剤 | 584本 | 600本 | 30箇所 |
| 消毒用アルコール | 30本 | 30本 | 30箇所 |
| うがい薬 | 200本 | 200本 | 学校用 |
| 逆性石鹼 (ハンドソープ) | 399本 | 400本 | 保健師用 |

市民用

| 感染防止資器材名 (個人防護具) | 計画数 | 備考 |
|------------------|----------|---------------|
| サージカルマスク | 100,000枚 | 配布又は市内店舗への放出用 |

| 発熱外来設置用資器材名 | 計画数 | 備考 |
|-------------|-----|-----------|
| 屋外テント | 5張り | 院外治療を行う場合 |

- ※ 市民病院および消防本部がそれぞれ医療機関、消防機関として備蓄するものを除く。
- ※ 職員の個人備蓄を3週間分とし、後5週間分が必要数として計画する。
- ※ 感染者及びウイルスと濃厚接触する可能性が高い職員は、保健師・美化センター収集職員・斎場・農林水産・危機管理職員等とする。(約100人)
- ※ 不特定多数の市民と接触する可能性が高い職員は窓口職員等とする。(約500人)
- ※ 学校教職員の内、休校中の児童の見回り、家庭訪問等を行う職員とする。(約300人)
- ※ ライフライン等の必要職員は、保育士・水道処理場の職員等とする。(約150人)
- ※ 職員用サージカルマスクについては、1050人×25日+150人×15日として算出。
- ※ 広域災害協定に基づくサージカルマスクの協定先支援用を、10000枚とする。
- ※ なお、本計画は、最新の知見等にあわせて、適宜、修正を行うものとする。

(1) 新型インフルエンザ対策用資器材等備蓄計画 (消防本部)

(基準日:平成21年12月31日)

| No. | 資器材名 | 現有数 | 計画数 | 内 容 |
|-----|-------------------|---------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 感染防護衣 | 4,700枚 | 4,700枚 | セパレートタイプのもので、体液や血液接触によって感染する恐れのある病原体に対し、高いバリア性を有した防護衣 |
| 2 | ラテックス手袋 | 19,000枚 | 19,000枚 | 新型インフルエンザ用(2枚重) 天然ゴムの粉付きで厚さは0.12mm |
| 3 | サージカルマスク | 10,000枚 | 10,000枚 | 3層構造で、細菌フィルター効率95%以上の性能を備え、鼻当て用金具により顔面にフィットすることにより呼気等を逃さない構造であり、現場での患者対応にも活用する。 |
| 4 | N95 マスク | 4,700個 | 4,700個 | 米国国立労働安全衛生研究所が定めたN95基準の認定を受けたマスクで、感染性の飛沫核から守り、0.3μmの微粒子を95%カットするもの。また、結核やSARS等の感染防止としても使用する。 |
| 5 | ゴーグル | 1,000個 | 1,000個 | 軟質の塩化ビニル樹脂性で顔との密着があり、感染者の咳やくしゃみ、嘔吐処理等により唾や体液が直接目に付着するのを防ぐもの。 |
| 6 | 消毒用エタノール | 120本 | 80本 | 救急車内消毒及び庁舎消毒用 |
| 7 | 速乾性消毒液 | 150本 | 50本 | 保湿効果の高い天然保湿因子及び湿潤剤を配合し、皮膚の水分を逃がさず、べたつきの少ないもの |
| 8 | ウェットティッシュ | 170箱 | 100箱 | 手指消毒及び救急車・庁舎消毒用 |
| 9 | 車両内区分用 ビニールシート | 1巻 | 1巻 | 車両運転席と後部座席の隔壁用 |

2 県の備蓄量

(平成21年3月現在)

:タミフル(内服薬) 458,000人分

今後の備蓄計画(平成21年度から3年計画):タミフル(内服薬) 583,300人分

リレンザ(吸入薬) 58,200人分

(1) 県においては、医師会関係者、卸売販売業者等の関係者からなる抗インフルエンザ薬対策委員会等を設置し、新型インフルエンザ発生時の抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等を協議する。

また、地域や医療機関によって、ワクチン及び抗インフルエンザウイルス薬の流通に偏在が起きないように、卸売業者と連携して事前予約制等の流通調整を行うとされている。

3 家庭での備蓄

以下のことを重点に、「家庭での備蓄リスト」（資料5）により市民に広報する。

- (1) 電気・ガス・水道などのライフラインを維持するため、国、県および市は全力を尽くすことになるが、これらの供給がストップする可能性も想定しておく必要がある。
- (2) マスクの着用、アルコール消毒など感染予防のための備品も必要となる。
- (3) 発症しても自宅療養での治療が十分考えられる。そのための用意も必要である。
- (4) 持病用の常備薬もあらかじめ余分に確保しておく、流行時に新型インフルエンザ患者がいる可能性のある病院へ行かなくても済む。
- (5) 家庭内に感染者が出た場合の家族の看護時も、マスクの着用など感染に注意する必要がある。
- (6) このリストは、あくまで目安であり、各人、各家庭の事情に応じてリストをアレンジし、作成しておくことが重要である。

V 情報の収集と提供

新型インフルエンザに関する情報については、感染予防と感染拡大防止の観点から、各発生段階に適応した情報の収集と提供を行い、市民や関係機関と情報の共有をしていくとともに、パニック防止という観点も含めて対応していく必要がある。

市は、患者との接触によって感染が拡大することを防止するため、また、新型インフルエンザ流行に対する過度の不安を防止するため、市民に新型インフルエンザに関する正確な発生情報等を提供しながら、予防に関する知識についても啓発する。

また、市民がこれらの情報を受け取る媒体や内容についても千差万別であることから、複数の媒体を設定し理解しやすい内容で情報提供を行う。

新型インフルエンザの流行に備えた体制を速やかにとるためには、新型インフルエンザが出現したことをいち早く察知する必要がある。

そのため健康福祉事務所（保健所）を通じて県内外の情報を速やかに入手する。

感染症の発生状況と動向、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況の把握について、健康福祉事務所（保健所）及び加古川農林水産振興事務所等と協力して把握に努めるものとする。

さらに発生段階の進展に従い、感染の見られた集団の早期発生把握や、疾病罹患状況の異常を早期に検知するための体制を強化する。

1 新型インフルエンザに関する情報収集

厚生労働省の新型インフルエンザ関連情報や世界保健機構（WHO）等（資料6）のホームページから情報を収集するとともに、県（健康福祉事務所等）と連携し情報収集に努める。

また、他市町や医療機関の情報や新型インフルエンザ関連の会議や研修会に参加し、感染防御に関する十分な知識や最新の情報収集に努める。

2 市民への情報の提供方法及び内容

市民へ情報発信は各発生段階に適応した情報を発信するとともに、速やかに最適な情報提供媒体を使用し、さまざまな方法で発信することにより多くの市民に情報が行き渡るように実施する。

なお、患者等の情報においては、個人情報を含むものがあるので、細心の注意をはらい個人情報の保護に努める。